

議案第102号

山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙の  
とおり定める。

令和7年12月4日提出

山都町長 坂本 靖也

(提案理由)

山都町運動公園内に整備している中央グラウンドの令和8年度供用開始に伴  
い、管理に関する条項及び利用料を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和　　年　　月　　日

山都町長

山都町条例第　　号

山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

山都町運動公園の設置及び管理に関する条例(令和4年山都町条例第26号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「午前5時」を「午前7時」に改める。

第7条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の許可を受けようとする者は、教育委員会に申請しなければならない。

第11条第2項に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるとときは、この限りでない。

第12条第1項中「中央グラウンド」の次に「、サッカー場及び芝生広場」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「別表第3」を「別表第2」に改め、同項を同条第2項とする。

第14条第2項中「第7条第1項中」の次に「、第7条第2項中及び第11条第2項中」を加え、「第7条第2項中」を「第7条第3項中」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第12条関係)

山都町運動公園使用料

施設名	単位	使用区分	使用料	照明料	備考
中央グラウンド ※1面につき	全面	一般	400円	1,200円	1 使用料は1時間あたりの
		高校生以	200円	600円	

		下			金額とする。
野球A (ソフトボール)	一般	200円	1,000円	2 1時間 未満は1時間とみなす。	
	高校生以下	100円	500円		
野球B (ソフトボール)	一般	200円	800円		
	高校生以下	100円	400円		
サッカー	一般	400円	1,000円		
	高校生以下	200円	500円		
その他 (駐車場)	一般	400円	1,200円		
	高校生以下	200円	600円		
サッカー場 (人工芝) ※1面につき	全面	一般	1,200円	一般 1,000円	
		高校生以下	600円		
半面 (A・B)	一般	600円	高校生以下 500円		
	高校生以下	300円			
フットサルコート (1~6)	一般	300円			
	高校生以下	200円			
芝生広場 (A)	グラウンドゴルフ (1面)	500円			

※上段				
芝生広場（B）	グラウンドゴルフ（2面）	1,000		
※下段		円		

注 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

山都町運動公園の設置及び管理に関する条例(令和4年条例第26号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(施設の利用時間)</p> <p>第5条 運動公園の施設の利用時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</p> <p>(1) 中央グラウンド <u>午前5時</u>から午後10時まで</p> <p>(2)～(5)</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第7条 運動公園を専用し利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 運動公園を利用する者は、使用料を納めなければならない。ただし、ちびっこ運動広場を利用する者については、この限りでない。</p> <p>2 前項の使用料は、前納とする。 _____</p> <p>3 (略)</p> <p>(使用料の額)</p> <p>第12条 中央グラウンド _____ の使用料の額は、別</p>	<p>(施設の利用時間)</p> <p>第5条 運動公園の施設の利用時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</p> <p>(1) 中央グラウンド <u>午前7時</u>から午後10時まで</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第7条 運動公園を専用し利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p><u>2 前項の許可を受けようとする者は、教育委員会に申請しなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 運動公園を利用する者は、使用料を納めなければならない。ただし、ちびっこ運動広場を利用する者については、この限りでない。</p> <p>2 前項の使用料は、前納とする。<u>ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(使用料の額)</p> <p>第12条 中央グラウンド、<u>サッカー場及び芝生広場</u>の使用料の額は、別</p>

表第1のとおりとする。

2 サッカー場及び芝生広場の使用料の額は、別表第2のとおりとする。

3 総合体育館バスレルの使用料の額は、別表第3のとおりとする。

(指定管理者による管理)

第14条 (略)

2 前項の規定により運動公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条第2項中「教育委員会は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と、第7条第1項中\_\_\_\_\_「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第7条第2項中「ただし、教育委員会が特別な事由があると認めるときは」とあるのは「ただし、指定管理者は、特別な事由があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と、それぞれ読み替えるものとする。

3・4 (略)

別表第1(第12条関係)

山都町運動公園使用料

施設名	区分	5時～12	12時～1	18時～2	照明料	備考
		時	8時	2時	(1時間 まで)	
中央グラウンド ※1面につき	野球	230円	450円	130円	820円	1 1時間
	ソフトボーラー	190円	320円	130円	820円	未満は 1時間 とみな す。
	サッカー	190円	320円	130円	820円	
	その他	130円	190円	130円	820円	

表1のとおりとする。

2 総合体育館バスレルの使用料の額は、別表第2のとおりとする。

(指定管理者による管理)

第14条 (略)

2 前項の規定により運動公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条第2項中「教育委員会は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と、第7条第1項中、第7条第2項中及び第11条第2項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第7条第3項中「ただし、教育委員会が特別な事由があると認めるときは」とあるのは「ただし、指定管理者は、特別な事由があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と、それぞれ読み替えるものとする。

3・4 (略)

別表第1(第12条関係)

山都町運動公園使用料

施設名	単位	使用区分	使用料	照明料	備考
中央グラウンド ※1面につき	全面	一般	400円	1,200円	1 使用料 は1時間 あたりの 金額とす る。
		高校生以下	200円	600円	
	(ソフトボーラー)	野球A	200円	1,000円	
		高校生以下	100円	500円	2 1時間未

					2 町民 以外の 使用の 場合は 倍額と する。
--	--	--	--	--	---

野球B	一般	200円	800円	満は1時 間とみな す。
(ソフトボ ール)	高校生以下	100円	400円	
サッカー	一般	400円	1,000円	
	高校生以下	200円	500円	
その他	一般	400円	1,200円	
	(駐車場)	高校生以下	200円	
サッカー場	全面	1,200円	一般	
(人工芝)	高校生以下	600円	1,000円	
※1面につき	半面	600円	高校生以	
	(A・B)	高校生以下	300円	
フットサ ルコート	一般	300円	500円	
	高校生以下	200円		
(1~6)				
芝生広場(A)	グラウンドゴルフ	500円		
※上段	(1面)			
芝生広場(B)	グラウンドゴルフ	1,000円		
※下段	(2面)			

注 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

別表第2(第12条関係)

施設名	単位	使用区分	使用料	照明料	備考
サッカー場	全面	一般	1,200円	一般	1 使用料
		高校生以下	600円	1,000円	は1時間
※1面につき	半面	一般	600円	高校生以	あたりの

注 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

(A・B)	高校生以下	300円以下	500円	金額とす
フットサ	一般	300円	500円	る。
ルコート	高校生以下	200円	2	1時間未
(1~6)				満は1時
芝生広場(A)	グラウンドゴルフ	500円		間とみな
※上段	(1面)			す。
芝生広場(B)	グラウンドゴルフ	1,000円		
※下段	(2面)			

注 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

別表第3(第12条関係)

(略)

別表第2(第12条関係)

(略)